

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務仕様書

1 業務名

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定される子ども・子育て支援事業計画の第3期の策定に当たって、ニーズ調査、現状と課題の整理、需要量の推計等を行い、ニーズ調査報告書の取りまとめ、山陽小野田市子ども・子育て協議会等の運営支援などを実施することを目的とする。なお、この第3期計画には、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含するものとする。本仕様書は受託者を選定するために大要を示したものであり、契約締結時における仕様については、受託者と協議し決定するものである。

4 業務の内容

(1) 本市の子ども・子育て支援に関する現状と課題の把握・分析作業

- ①子ども・子育て支援事業計画の現状分析・評価
- ②教育・保育、地域子育て支援事業の現状把握、課題抽出
- ③人口推移と将来人口予測

(2) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、市民の生活実態や子育て支援に関する要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

① 調査対象者

- ア 就学前児童 1,000人 無作為抽出
- イ 就学児童 1,000人 無作為抽出

② 抽出方法

抽出は山陽小野田市で行い、宛名シールで受託者に提供する。

なお、受託者は専門的知見に基づき対象者の抽出方法について提案を行うこと。

③ 調査方法

ア 就園児及び小学生の保護者

市内公立私立保育所、幼稚園、小学校を通じて配布・回収

イ 未就園児

郵送法による配布・回収

・ 調査票発送作業、発送及び返信に係る費用は受託者の負担とする。

ウ 調査票回収率はアは80%、イは50%を想定。

④ 実施業務

ア 調査票・発送用封筒・返信用封筒・挨拶状等の企画設計及び印刷

※ 調査票は、国の調査票ひな型を基本に本市の子ども・子育て支援事業計画を策定するために必要十分な情報が得られるよう作成すること。また、回答者が分かりやすく回答しやすいようなレイアウト、言葉づかいに配慮すること。

※ 各調査関係書類については、市と十分な協議をすること。

イ 調査票封入封緘、宛名ラベル貼付及び発送

ウ 調査票の回収・点検

エ データ入力

オ データ収集、単純集計、クロス集計、自由回答のとりまとめと分析

(3) 実態調査

子どもの貧困対策を推進するに当たり課題等を把握する上での基礎資料とするため、子どもの生活実態について調査を行う。児童・生徒の対象者数、調査手法や調査時期については、受託者からの提案を基に双方協議の上、決定する。

(4) 区域の設定

国の指針等に基づいた教育・保育提供区域（以下「区域」という。）の設定を行う。

- (5) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量の算出
 - (1)及び(2)の各種調査を基に、国又は県への報告が必要な区域ごとの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出を行う。
- (6) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の確保方策の提案
 - (5)で算出した「量の見込み」を基に、区域ごとの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」の検討に向けた提案を行う。
- (7) 子ども・子育て協議会への支援（2回程度）
 - ①会議への出席、必要に応じた説明、運営支援
 - ②会議資料の作成、必要な助言
- (8) 調査結果報告書作成
 - ①(1)～(6)までの調査分析結果及び検討結果を総括した報告書を作成する。
 - ②報告書の仕様は、A4版・単色刷とする。
 - ③報告書はデータ納品とする。

5 成果品

- ① ニーズ調査結果集計表及び収集データ一式
- ② 調査結果報告書版下データ
 - ※文書についてはMicrosoft Wordで、データはMicrosoft Excelを使用すること。
 - ※①、②のデータは、CD-Rなどの電子媒体に記録し納入すること。

6 業務計画及び工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめこの業務上必要な業務計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、関係法令、委託契約書及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確かつ丁寧に本業務を実施すること。

7 検査

本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備、是正すべき事項が見つかった場合は、受託者は、責任を持ってこれを訂正するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 業務遂行に当たり、個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (4) 有形、無形を問わず、本業務における成果品の著作権は、山陽小野田市に帰属するものとする。
- (5) この仕様書に記載されているもののほか必要な事項は、山陽小野田市と受託者が協議の上決定する。